

〈関連資料〉



公民連携推進のための 基本的な考え方（改訂版）（素案）

目次

1	改訂の背景	1
2	本市のこれまでの取り組み	1
3	公民連携における課題	3
4	基本的な考え方と目指すべき方向性	4
	（１）「公民連携推進のための基本的な考え方」の位置づけ	4
	（２）基本的な考え方	5
	（３）目指すべき方向性	5
5	公民連携推進にあたっての基本姿勢	6
	（１）民間提案の活用の積極的な検討	6
	（２）対等な関係の構築	6
	（３）アイデア保護と透明性の確保	7
	（４）役割分担と責任の明確化	7
6	公民連携推進に向けた取り組み	8
	（１）ワンストップ窓口の開設とコーディネート機能の充実	8
	（２）（仮称）茅ヶ崎市公民連携プラットフォームの立ち上げ【資料１（P.14）】	9
	（３）サウンディング型市場調査の積極的な実施	9
	（４）業務の包括化の推進	9
	（５）市有資産の活用による事業創出の推進	10
	（６）（仮称）民間提案制度の創設	10
	（７）職員のスキルアップやノウハウの維持	10
7	公共施設等の整備及び管理運営における公民連携の事業手法の選択手順	11
	（１）優先的な検討の実施【資料２（P.16）】	11
	（２）指定管理者制度導入範囲の拡大等の検討について	11
8	公民連携のさらなる推進のために	12

（１）推進体制.....	12
（２）事業内容に応じたモニタリングの実施	12
【資料１】（仮称）茅ヶ崎市公民連携プラットフォーム	14
【資料２】公民連携（PPP）事業手法優先的検討ガイドライン	16

1 改訂の背景

「公民連携推進のための基本的な考え方」は平成24年2月に、市民サービスの提供における多元的な仕組みづくりを推進するために、本市の公民連携の基本的な考え方や事業手法選択の手順、事業手法の具体的な内容等を明らかにするとともに、民間団体や民間事業者と連携・協働を推進する上での留意事項等について、全市的な認識の共有化を図ることを目的として策定したものです。

本考え方は、前総合計画基本構想（平成23年度～32年度）に掲げた「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」の実現に向けて、多様な主体の自立的活動と行政との連携・協働を通じて担われる市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりを効果的に進めて行くための指針として策定されているため、新たな総合計画（令和3年度～12年度）の理念を踏まえた位置づけの見直しを行う必要があります。

また、人口減少や少子高齢化の進行等による社会経済状況の変化に伴い、市民サービスの最大化と持続可能な自治体運営を実現するために、公民連携は全国の自治体でもより一層広がりを見せています。本市においても、公共サービスの必要性を改めてゼロベースで見直したうえで、限りある財源をいかに有効活用するかという視点で、サービス提供体制の見直しを行う必要があります。

2 本市のこれまでの取り組み

本市はこれまで、「公民連携推進のための基本的な考え方」に基づき、すべての事業について、ゼロベースでの見直しを行うこととし、民間団体や民間事業者に委ねることで、市が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねることを基本理念とした上で、次の3つの基本的な考え方に基づき、公民連携を進めてきました。

- ① 市民サービスの提供においては、既存の枠組みにとらわれることなく、常に最適な実施主体を選択することを基本とします。このため、すべての事業について行政による公的関与のあり方を再検討した上で、「公(public)民(private)連携(partnership)」を推進します。
- ② 地方自治法第2条第14項及び茅ヶ崎市自治基本条例第19条第1項の趣旨を徹底するとともに、より効果的、効率的に公民連携を実現するために、すべての事業について、最少の経費で市民サービスの要求水準を満たす（同じ経費の場合には、市民サービスの水準が向上する。）というVFM(Value For Money)の考え方を取り入れ、従来手法も含めて、どの手法が最も適切かを判断していくものとします。
- ③ 多様な主体との連携による地域経営のための環境整備を推進します。

(※1)地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(※2)茅ヶ崎市自治基本条例第19条第1項

市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。

(※3)VFM (Value For Money)

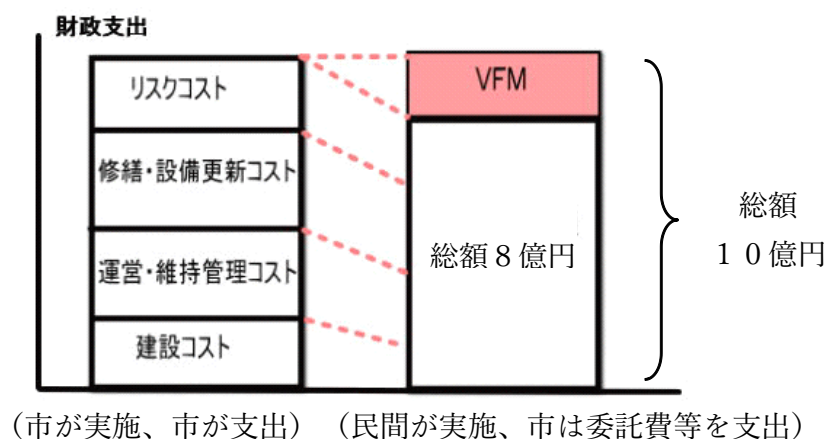
公民連携事業が直営と比べて VFM がある場合とは、次のいずれかの場合を指します。

(a)直営で実施する場合のコスト > 公民連携事業によるコスト

(b)直営で実施する場合のサービス < 公民連携事業によりサービス

例えば、これまで10億円の税金を投入して実施してきた市民サービスが、公民連携事業により、8億円で実施できる場合、20%のVFMを得られたことになります。

また、同じ10億円の税金を投入する場合は、公民連携事業として実施することで、従来よりも良質のサービスが提供できるのであれば、VFMが得られたことになります。



【これまでの主な公民連携の取り組み】

- 指定管理者制度導入施設の拡大、PFI 事業の実施など公共サービスへの民間導入
- 広告事業、ネーミングライツの導入、市有地への定期借地方式による施設整備など、市有財産の有効活用
- 協働推進事業（市民活動団体等との協働提案）、提案型民間活用制度（委託化提案）の実施
- 新たな地域コミュニティ（まちぢから協議会）の取り組み
- 包括連携協定・事業連携協定の締結

3 公民連携における課題

本市がこれまで民間事業者と様々な公民連携を進めてきた中で、次のような課題が挙げられます。

◆民間事業者と市の相互理解

公民連携を進めていく上で、民間事業者と市の意識に大きな差があります。民間事業者側の視点では、参画してみたものの市側の規制によりノウハウを活かしきれないといった指摘がある一方で、市側の視点では、民間事業者との連携、協働の進め方が分からず、提案に対し、今ある枠組みの中で、できないという判断をくだしてしまう現状があります。これらの背景には、十分な対話をせずに、お互いを理解しきれていないことがあり、お互いの価値観を共有するため、相互理解を深めることが必要です。

◆民間事業者のノウハウの活用を見据えた柔軟な対応（既存の事業スキームの見直し）

公民連携による事業実施にあたり、市はコスト削減を中心とした条件提示となるため、民間事業者の創意工夫や能力が最大限に発揮されているとは言い難い状況が生じます。市は、民間事業者の能力を知ること努め、提案に対し、既存の枠組みにとらわれず、事業スキームの見直しを含めた再検討をするなど柔軟な対応をすることが必要です。

◆最適な事業手法の選択

公平性・競争性の確保という市の原則があり、優れたアイデアが提示されたとしてもそれを受け止めるためのスキームがありません。そのため、市が思いつかないような民間事業者のアイデアを最大限に活用するためにも、総合的な視点で判断した上で、最適な事業手法を選択し、受け止めていくスキームが必要です。

◆市内部の意識改革（縦割りの壁・職員の意識の醸成）

民間事業者の提案については、複数分野にまたがる提案も多く、相談先が分からないという状況があります。また、担当が細分化された市の窓口では、提案内容の全てを受け止めにくい状況があります。そのため、複数にまたがる相談を受け止めるための市内部の体制を整えることが必要です。

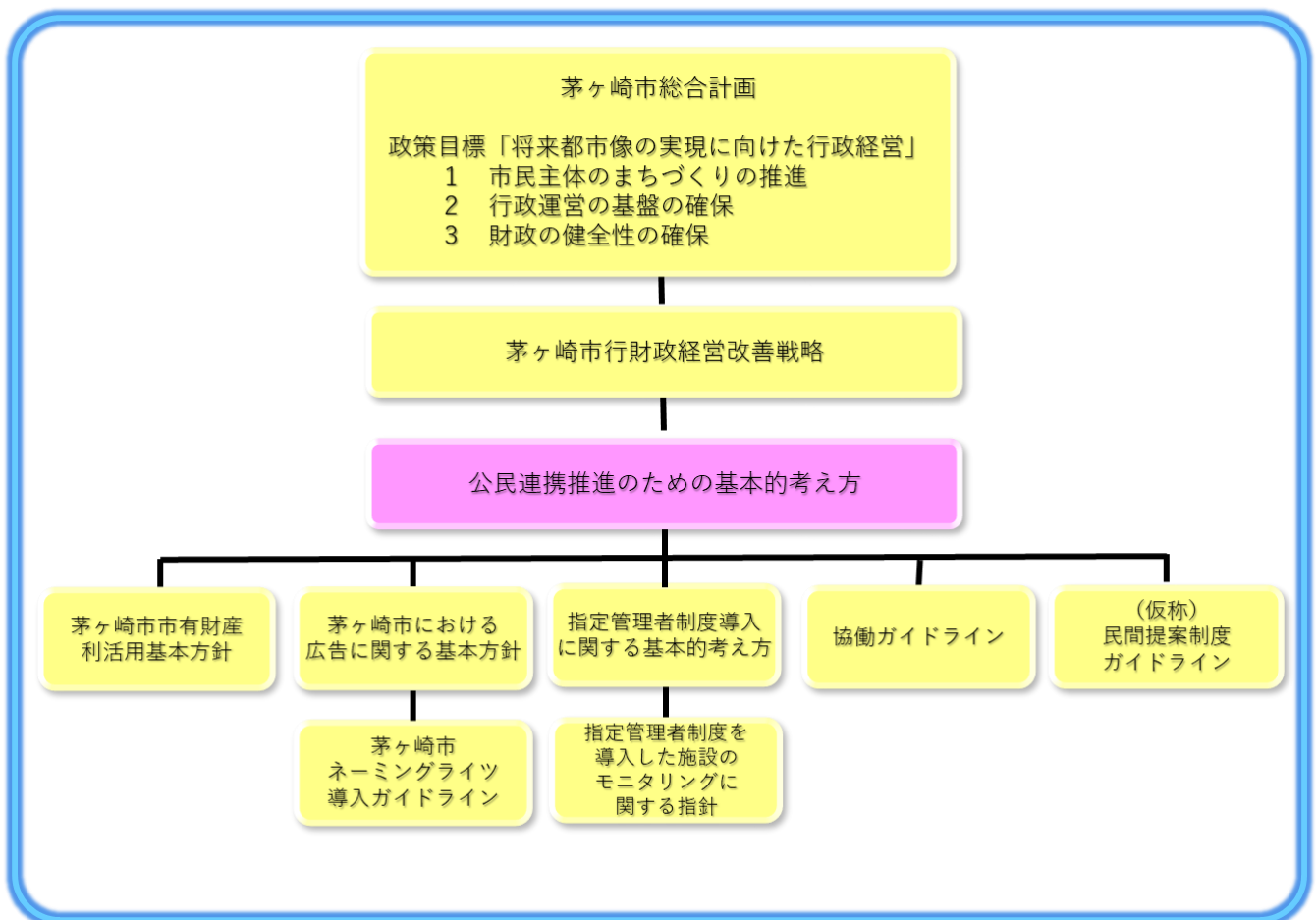
4 基本的な考え方と目指すべき方向性

(1) 「公民連携推進のための基本的な考え方」の位置づけ

「茅ヶ崎市総合計画」において、政策目標「将来都市像の実現に向けた行政経営」を掲げ、取り組みの方向性として「市民主体のまちづくりの推進」、「行政運営の基盤の確保」「財政の健全性の確保」の3つを位置付けています。

また、「茅ヶ崎市行財政経営改善戦略」においては、変革と創出を意識し、活力をもっていどみ続けることで、業務改善、意識改革がねづいた市役所と、様々な変革が市民サービスに広がるまちを目指し、持続可能なまちの経営につなげていくこととしています。

「公民連携推進のための基本的な考え方」は、「茅ヶ崎市行財政経営改善戦略」の考え方を踏まえつつ、「茅ヶ崎市総合計画」に掲げる「市民主体のまちづくりの推進」「行政運営の基盤の確保」「財政の健全性の確保」に向けて、多様な主体の自主的な活動や市との連携・協働を通じて、市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりを効果的に進めていくための指針となるものです。



(2) 基本的な考え方

これまでの公民連携を進める上で掲げてきた3つの基本的な考え方は継承しつつ、従来の発想にとらわれず、あらゆる分野において公民連携を積極的に進めます。

市における課題の解決を目指し、民間事業者と市の相互理解により連携を進め、それぞれの知恵とノウハウを併せることにより、持続可能で良質な市民サービスを提供することを目指します。

(3) 目指すべき方向性

市民、民間事業者、茅ヶ崎市が Win-Win-Win の関係

①市民サービスの質の維持向上

公民連携を推進することで、民間事業者にアイデア、ノウハウ等の強みを発揮してもらい、市だけでは生み出すことができなかった新しい価値や機能を創造し、持続可能で良質な市民サービスを実現し、市民の満足度の向上を目指します。

②民間事業者のビジネスチャンスの創出

公民連携を推進することで、市がこれまで担ってきた既存の市民サービスへの参入の機会を創出し、地域経済や地域産業の活性化を目指します。

③市の生産性の向上

公民連携を推進することで、民間事業者にアイデア、ノウハウ等の強みを発揮してもらい、市民サービスにかかるコストの削減や新たな歳入確保等を図り、最少のコストで最大の効果を得ることを目指します。

また、公民連携により生み出した人的・財政的資源を強化が求められる施策や新たな課題への対応等へ配分することを目指します。



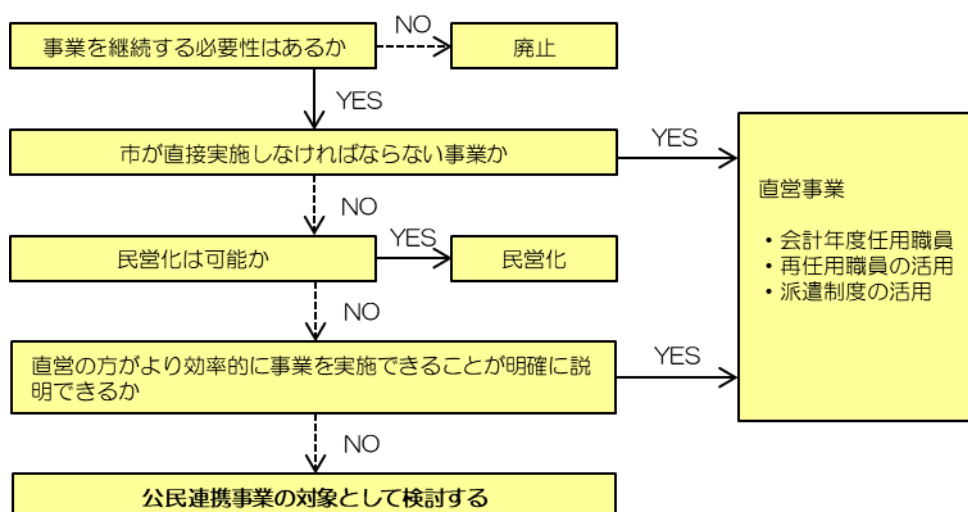
5 公民連携推進にあたっての基本姿勢

公民連携の推進にあたっては、次の事項を基本姿勢として進めていきます。

(1) 民間提案の活用の積極的な検討

- ・常に開かれた窓口を設け、すべての民間事業者に提案の機会を確保し、民間事業者からの公民連携の提案を積極的に受け入れ、検討します。検討にあたっては、迅速かつ柔軟な対応を心がけます。
- ・試行錯誤しながら改善していくことを前提に、積極的に公民連携を検討します。
- ・既存事業の見直しや新規事業の立案を行う際は、原則として、公民連携により、持続可能で良質な市民サービスの提供の可能性を検討します。
- ・法令等により市が直接実施すべき業務であっても、民間事業者が業務の一部を担うことによる良質な市民サービスの提供を検討します。

【市が公民連携を検討する上での手順】



※民間事業者からの公民連携の提案の検討については P.8（ワンストップ窓口の開設とコーディネート機能の充実）に記載。

(2) 対等な関係の構築

- ・対話による相互理解を重視し、民間事業者と対等なパートナーとして信頼関係を築き、民間事業者の提案の実現に向け、コミュニケーションを積み重ねます。
- ・市の枠組みの中での検討にとどまらず、ゼロベースから民間事業者と市で課題を共有し、課題解決に取り組みます。
- ・市の組織内部における情報の共有化、一元化を進め、民間事業者が提案を検討する上で必要となりうる市政情報の発信や行政課題の提示を積極的に行います。

(3) アイデア保護と透明性の確保

- ・民間事業者のアイデア等は知的財産として尊重し、適切に保護することに努めます。
- ・公民連携により実施する事業は公開することを原則とし、検討にあたっての民間事業者独自のアイデアは保護に努めます。

(4) 役割分担と責任の明確化

- ・共通の目標達成にむけ、相互の能力が最大限に発揮できるように役割分担と責任の所在を明確にします。
- ・市は、事業全体について、適切なモニタリング手法により、事業の改善をすることで、サービス水準の維持向上に努めます。その際、できる限り、附属機関の活用など客観的な評価を行い、継続的な事業実施や民間事業者のさらなる活躍につながるよう努めます。

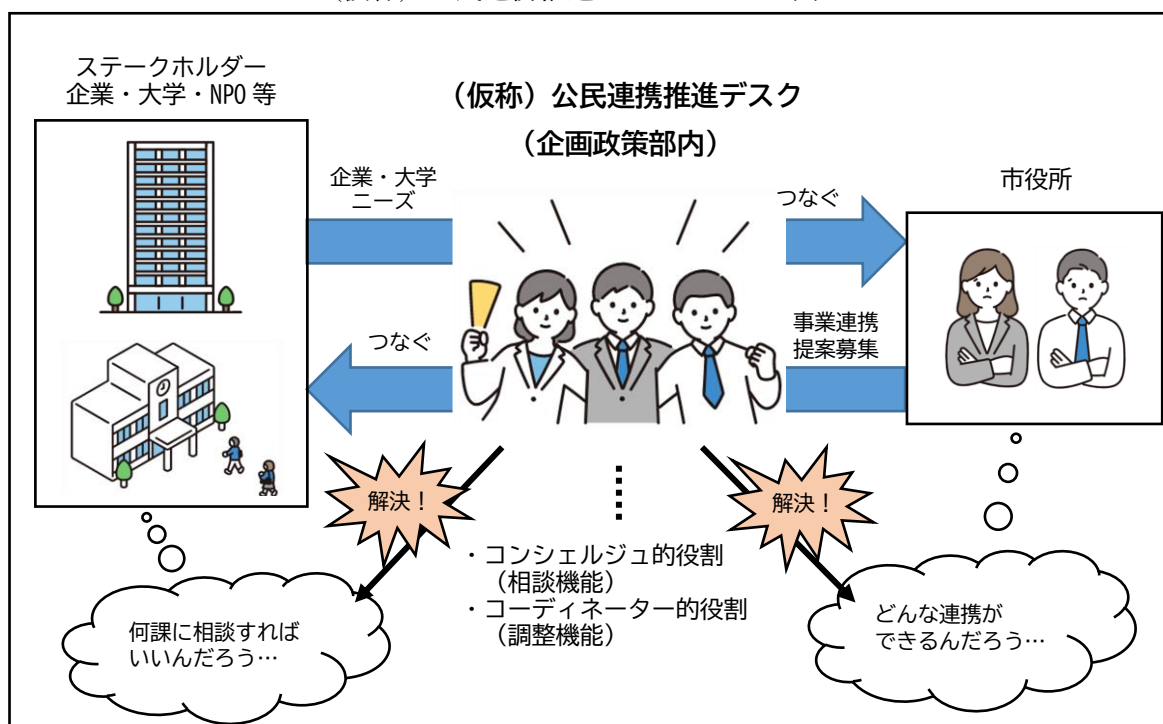
6 公民連携推進に向けた取り組み

(1) ワンストップ窓口の開設とコーディネート機能の充実

民間活力のさらなる導入に向けて、公民連携にかかる提案受付窓口を常設化し、庁内外の窓口として一元的な対応を実施する（仮称）公民連携推進デスクを開設し、庁内外のコーディネート機能を充実させます。

（仮称）公民連携推進デスクが民間事業者と事業所管課の橋渡し役となり、民間事業者との対話の機会を増やすことで、新たな事業機会の創出や社会的課題の解決につなげていきます。

（仮称）公民連携推進デスクイメージ図



（仮称）公民連携推進デスクの主な役割

- ・ 民間活力導入に関する相談の受付
- ・ 複数分野にまたがる相談の受付
- ・ 連携協定等の相談の受付
- ・ 相談の実現に向けた庁内調整
- ・ （仮称）茅ヶ崎市公民連携プラットフォームの運営
- ・ （仮称）民間提案制度の運営

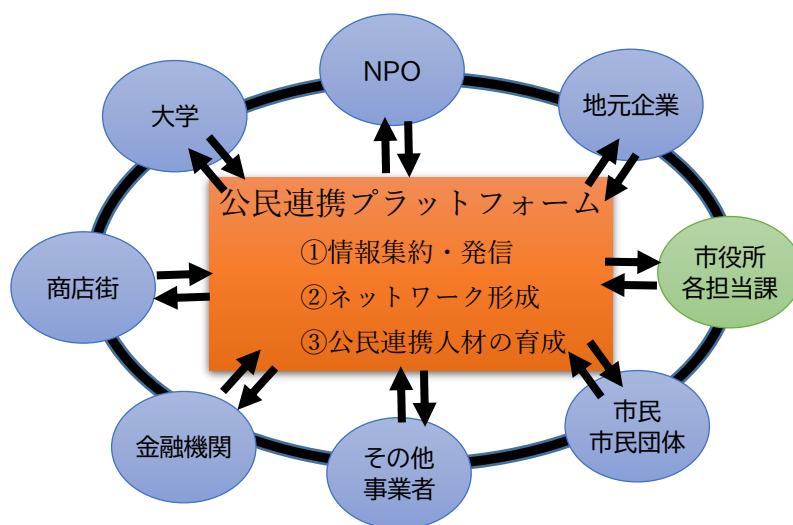
など

※資産活用等に関連する事業については資産経営課と、協働の対象となる事業については市民自治推進課と連携を取りながら、調整を図ります。

(2) (仮称) 茅ヶ崎市公民連携プラットフォームの立ち上げ【資料1 (P14)】

公民連携のさらなる推進に向け、民間事業者と市が異なる視点・価値観を共有し、共に学び、共に成長し、アイデアを創出していくための交流の場として、「(仮称) 茅ヶ崎市公民連携プラットフォーム」を立ち上げます。

「(仮称) 茅ヶ崎市公民連携プラットフォーム」は、「①情報集約・発信機能」、「②民間事業者と市、民間事業者同士のネットワークづくり機能」、「③公民連携人材の育成機能」の3つの役割を担い、市、市内外の企業、NPOなどが連携し、多様な主体による積極的な対話の実施、PPPのノウハウの取得、地元民間事業者等のスキル向上、案件形成能力の向上、事業参画機会の創出等を図り、具体的な公民連携の案件形成につなげていきます。



(3) サウンディング型市場調査の積極的な実施

市が実施を検討している事業について、事業の構想段階や事業者を公募する段階において、民間事業者のアイデアやノウハウ等の提案により市民サービスの向上につながると判断できる場合には、公募により市と民間事業者とで対話を行い、市場性の有無や実現可能性、アイデア等の提案を把握するサウンディング型市場調査を適宜実施します。

(4) 業務の包括化の推進

より大きな成果を目指し、民間事業者に関心を持ってもらうための魅力的な事業とするためには、個々に実施している事業を、共通の関連性に基づき組み合わせることも有効な手法の一つです。市にとっても大きな効果が期待できる事業となる可能性があります。

複数の事業をまとめることや複数年度にまたがる事業にすることにより民間事業者のノウハウを活かすことができる事業に生まれ変わる可能性があることから、業務の包括化を推進します。

(5) 市有資産の活用による事業創出の推進

土地・建物などの有形財産、広告・ネーミングライツなど、あらゆる資産・機会を最大限に利活用して、新たな歳入確保に努めることとします。なお、公共施設や市有地などの活用による事業創出を検討するにあたっては、必要に応じてトライアルサウンディングを実施するなど民間活力導入の可能性を追求することとします。

(6) (仮称) 民間提案制度の創設

現在休止中の提案型民間活用制度について、これまでの課題等を踏まえ、民間事業者が自らのアイデアやノウハウ等によって、市民サービスの向上に寄与できる提案を主体的に行い、事業実施につなげることができる制度として再構築し、(仮称) 民間提案制度を創設します。

(仮称) 公民連携推進デスクでの相談受付とは別に、募集期間を設けることにより、より短期間での事業実施を目指す事業スキームとするため、具体的な提案を受け付けるものとします。

【盛り込むべき要素】

- 市が実施する事務事業に関する提案のほか、資産の活用も含めた提案を受け付けるものとする。
- 民間事業者との対話の時間を十分確保し、民間のアイデアを積極的に受け入れるとともに、行政課題の提示を行い、熟度の高い提案が受け付けられる体制とする。
- 本制度によって受け付けた提案事業を市が実施する場合には、民間事業者の知的財産、ノウハウ等を活かすものであることから、随意契約を保証する仕組み等を検討する。
- 新たな財政負担を生じさせずに、質の高い市民サービスの提供、社会的課題・地域課題の解決、歳出削減、歳入増加、事務改善・効率化、豊かな市民生活実現等につながるような事業実施を目指すことを原則とするが、事業全体での市職員の人件費等の経費削減の効果が期待できるもの（説明がつくもの）については、新規事業又は新たな財源を付けたうえで、採択できる仕組みとする。（人の削減等を連動させる仕組みとする）

(7) 職員のスキルアップやノウハウの維持

公民連携に関する研修の実施や市の組織内部への情報発信（事例紹介）などを通じて市職員のスキルアップを図ります。また、民間事業者との積極的な対話により、民間事業者と市の認識の違い、民間事業者の経営感覚、スピード感などを理解するとともに、市にはない民間事業者独自のアイデアに触れることにより、職員の意識改革を進め、公民連携を推進できる人材の育成につなげます。

7 公共施設等の整備及び管理運営における公民連携の事業手法の選択手順

公民連携を進めるにあたっては、様々な事業内容、目的、特性に応じて最も効果的な事業手法を選択することが重要です。このため、本市が事業を検討するにあたり事業手法の選択手順を次の通り示します。

(1) 優先的な検討の実施【資料2 (P16)】

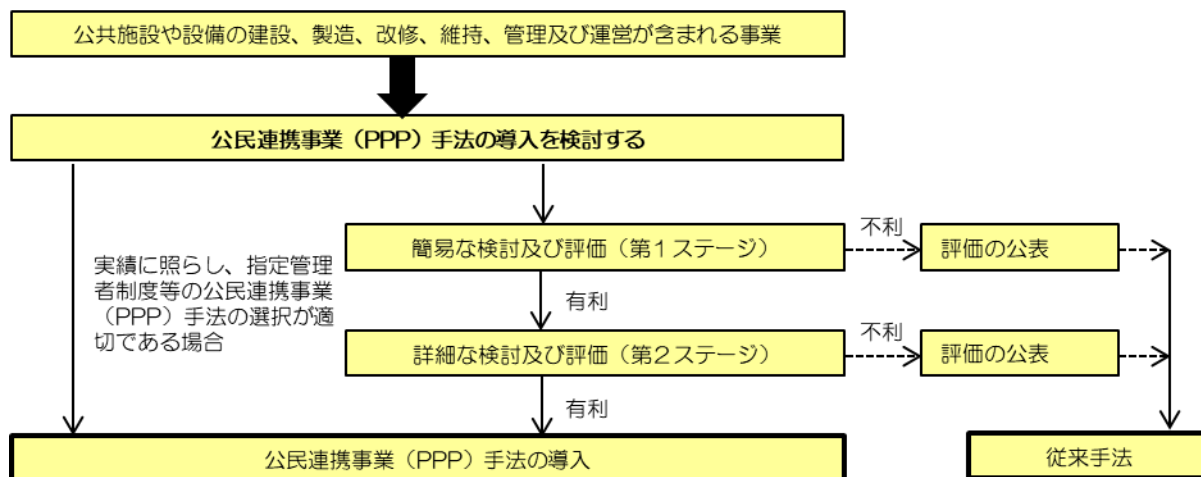
公民連携の更なる推進を図る方策として、公共施設等の整備等（公共施設や設備の建設、製造、改修、維持、管理及び運営）を行うにあたり、市の直営といった従来型手法に優先して、公民連携の事業手法を検討することとします。

(2) 指定管理者制度導入範囲の拡大等の検討について

公の施設の管理については、「市自らが管理を行う合理的な理由がある」、「指定管理者として適切な団体が存在しない」等の事由に該当する場合を除き、指定管理者制度を導入します。

また、指定管理者の選定にあたっては、「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」に掲げる「非公募により指定管理者を選定する理由」に該当するなど、明確な理由がない限り、公募によるものとします。

【公共施設等の整備及び管理運営における公民連携手法の選択手順】



8 公民連携のさらなる推進のために

これまでの公民連携で実施した事業では、市が最適と考える事業スキームを構築し、詳細な条件設定をあらかじめ行った上で民間事業者を募集することが多くありましたが、公民連携のさらなる推進のためには、民間事業者の主体的な参画や発意を求め、対話を通じて、それぞれの知識やノウハウを組み合わせながら進めていくことが重要となります。そのためには、市としても民間事業者のアイデアやノウハウを受け入れるための体制を整えることが重要です。

(1) 推進体制

茅ヶ崎市行財政経営改善戦略の全体の進行管理を担う茅ヶ崎市行政改革推進委員会と連携を取りながら、茅ヶ崎市行政改革推進本部で意思決定を行っていきます。次の役割のもと、具体的な取り組みを進めます。

①事業所管課

公民連携の意義、必要性などを十分に理解し、積極的に民間事業者との対話を行い、提案を前向きにとらえるとともに、提案を待つだけでなく、市が抱える行政課題を提示し、提案を引き出すことに努めます。

②（仮称）公民連携推進デスク（企画政策部内）

事業所管課が公民連携の意義、必要性などを十分理解するよう、成功事例等の周知や研修等による市職員の意識向上に取り組みます。

（仮称）茅ヶ崎市公民連携プラットフォームの運営を行い、民間事業者と事業所管課との橋渡し役となって、様々な主体との連携に努めます。

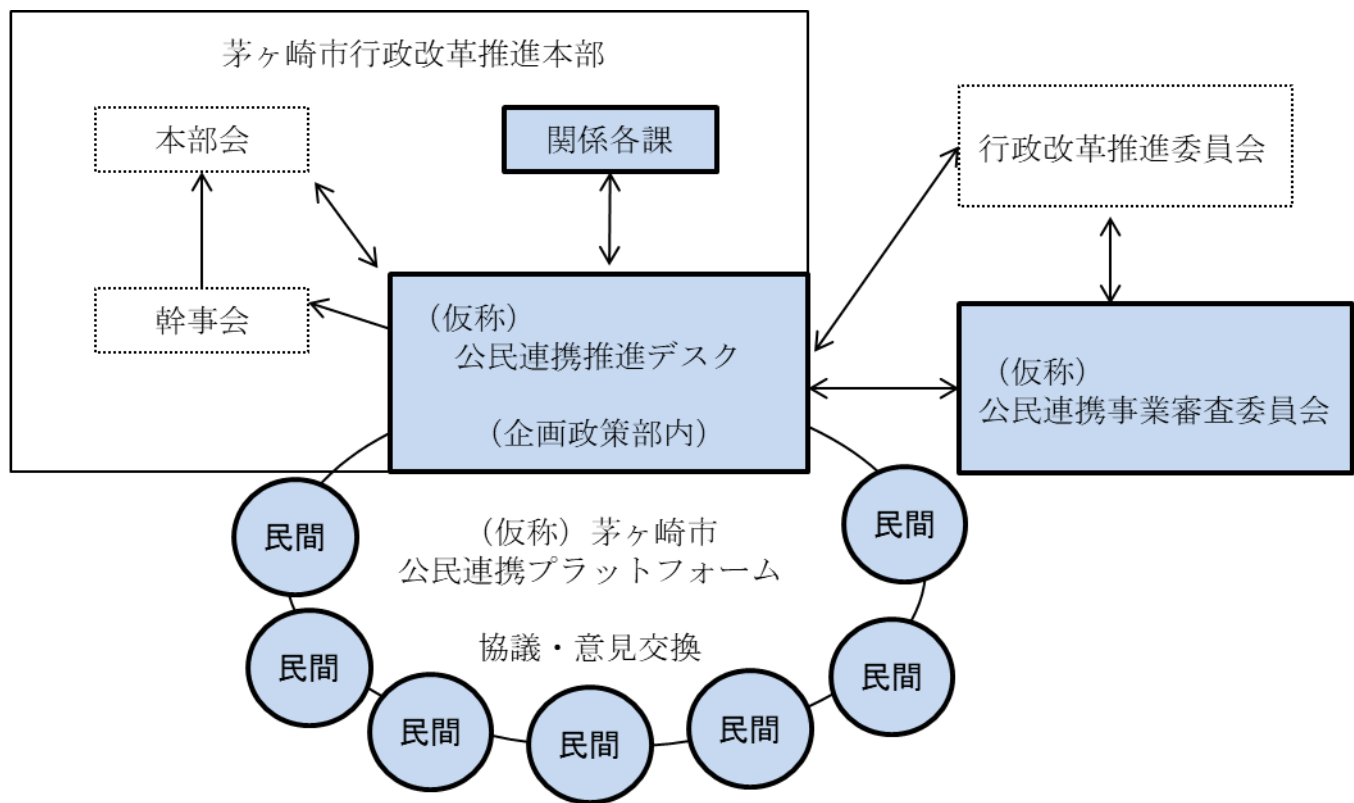
事例を積み重ね、成功事例等の周知をすることで、公民連携の浸透を図ります。

③（仮称）公民連携事業審査委員会

附属機関である提案型民間活用制度事業者選定委員会の所掌事項の見直しを行い、（仮称）公民連携事業審査委員会とし、公民連携に関する事業等（（仮称）民間提案制度、PFI 事業、ネーミングライツ等）について審議できる体制を整えます。

(2) 事業内容に応じたモニタリングの実施

公民連携で実施する事業のサービス水準の維持向上のために、事業手法ごとに適切なモニタリング手法を導入します。



(仮称) 茅ヶ崎市公民連携プラットフォーム

1 設置のねらい

本市の民間活力のさらなる導入に向け、市、市内外の企業、NPO などが連携し、多様な主体による積極的な対話の実施、PPP のノウハウ取得、地元民間事業者等のスキル向上、案件形成能力の向上、事業参画機会の創出等を図り、具体的な公民連携の案件形成につなげる。

2 プラットフォームの機能

情報発信、ネットワーク形成のための基盤づくり、人材育成等

【参加資格・参加方法】

市内外の企業や NPO など、公民連携に興味を持っている方だけでも参加可能。

参加にあたっては、電子申請システムにて登録を行う。

①情報集約・発信機能

- ・市からの公民連携にかかる情報の集約及び発信

現在各課の判断で HP 等に掲載しているものの、どこにも集約されておらずわかりにくいことから、公民連携のポータルサイトを作成し、企業等に発信する情報の集約を行う。

○サウンディング市場調査、広告事業・ネーミングライツの募集情報、指定管理者募集、トライアルサウンディング、プロポーザル情報などの公募情報の発信等

○包括連携協定や事業連携協定など公民連携の取り組みを行っている民間事業者の紹介等、情報の集約及び発信。

○公民連携の成功事例の紹介等

- ・民間事業者からの情報発信の受付、提案の受付

プラットフォームのメンバーに向けて発信したい情報、市との共催などの相談、提案受付等、市側からの発信だけではなく、民間事業者側からの企画等ができる仕組みとする。

②市と民間事業者、民間事業者同士のネットワークづくり機能

- ・市が民間事業者からの意見を収集して案件形成をしたい場合等の意見交換の場の設定

→現在休止中の提案型民間活用制度の制度の見直しの意見聴取等

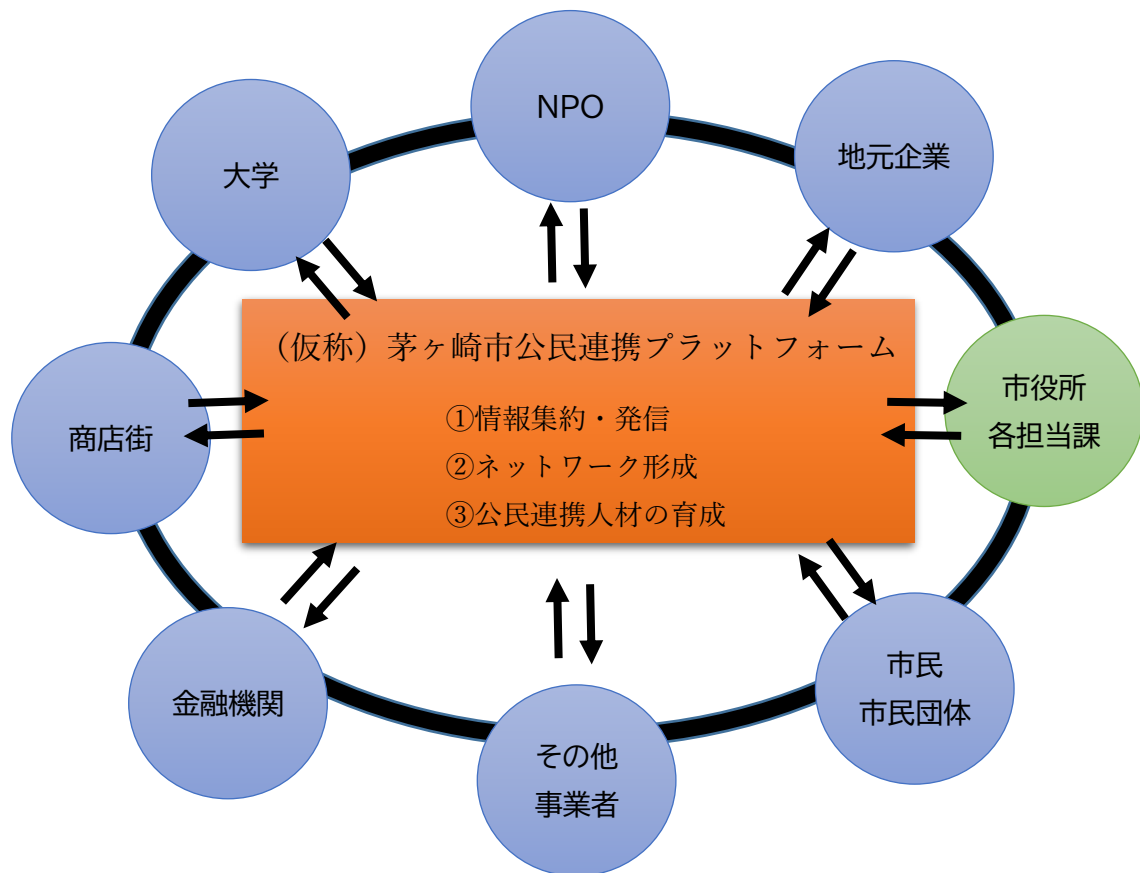
- ・民間事業者からの提案による意見交換の場の設定

③公民連携人材の育成機能（市全体の公民連携意識の醸成）

- ・公民連携に関する勉強会、事例研究等を通じ、民間事業者及び市の公民連携に関する意識改革の場としての機能

→PPP／PFI の最新情報・他都市の先進事例の紹介等

【実施体制イメージ】



民間事業者からみた期待される効果

- ・ PPP に関する知識・ノウハウの蓄積
- ・ 市からの情報量の増加
- ・ 事業参画機会の増加
- ・ 多様な主体との連携機会の創出



- ・ PPP への参画拡大
 - 市民サービスの向上
 - 収益拡大
 - 地域経済の活性化

市から見た期待される効果

- ・ 市の内部組織の体制整備
- ・ 市職員の PPP に関する知識・ノウハウの蓄積
- ・ 民間事業者との対話の機会の増加



- ・ PPP の推進
 - 市民サービスの向上
 - コスト削減
 - 費用対効果増
 - 新たな歳入確保

公民連携（PPP）事業手法優先的検討ガイドライン

1 対象事業等

(1) 対象事業

市で実施する次の公共施設等の整備等については、従来手法に優先して、多様な公民連携（PPP）事業手法の導入を検討することとします。なお、事業費が次に掲げる金額を下回っていても、多様な公民連携事業（PPP）手法の導入について、検討することができるものとします。

- ① 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設等の整備等
- ② 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設等の整備等

(2) 対象事業の例外

前項の規定に関わらず、次に掲げることについては、優先的な検討の対象から除くこととします。

- ① 災害復旧など緊急に行う必要がある公共施設等の整備等
- ② 民間のノウハウの余地が限定的と考えられる公共施設等の整備等

2 優先的検討方法

従来手法に優先して、多様な公民連携（PPP）事業手法の検討は、次の流れで実施することとします。

(1) 第 1 ステージ（簡易な検討）

従来手法に優先して検討する対象事業について、その期間や特性並びに規模などを踏まえ、当該事業の品質を確保することに留意し、多様な公民連携（PPP）事業手法（別紙 1）の中から、最も適切な手法を選択するものとします。また、適切な手法を選択する際に、ひとつの手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとします。

次に、選択した公民連携（PPP）事業手法と従来手法との間で、各費用の総額などを、シート（別紙 2）に基づき比較を行うことで、選択した手法の導入適否を評価するものとし、また、複数の手法を選択した場合においては、それぞれの手法についての費用などを求め、その中で各費用の総額などが最も低い手法と従来手法との間で、同様な比較及び評価をするものとします。

当該事業と同種の事例や過去の実績に照らし、指定管理者制度などの手法の選択が適切と認められる場合においては、それぞれのステージ（簡易な検討及び詳細な検討）を経ることなく、その当該事業について、それらの手法を選択できるものとします。

なお、過去の実績が乏しいことなどにより、選択した公民連携（PPP）事業手法における導入適否の評価が困難である場合には、民間事業者への意見聴取を踏まえた導入適否の評価など、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、選択した公民連携（PPP）事業手法の導入適否を評価することができるものとします。

ポイント

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントなどを活用せず、当該事業主管課が自ら、候補とされた公民連携事業手法の導入適否を評価する段階です。このことにより、この段階で、明らかに公民連携事業手法導入の見込みがない公共施設等の整備等について、公民連携事業手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することができます。

(内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規定策定の手引き」より)

(2) 第2ステージ（詳細な検討）

第1ステージにおいて、導入に適すると評価した従来手法に優先して検討する対象事業について、詳細な検討を行い、改めて公民連携（PPP）事業手法の導入適否を評価するものとします。

第2ステージにおいては、専門的な外部コンサルタントなどをアドバイザーとして活用し、より詳細な公民連携（PPP）事業手法と従来手法との費用などを比較することで、公民連携（PPP）事業手法の導入適否を評価するものとします。

なお、詳細な検討を実施する場合には、その必要な予算の要求や措置を行うものとします。

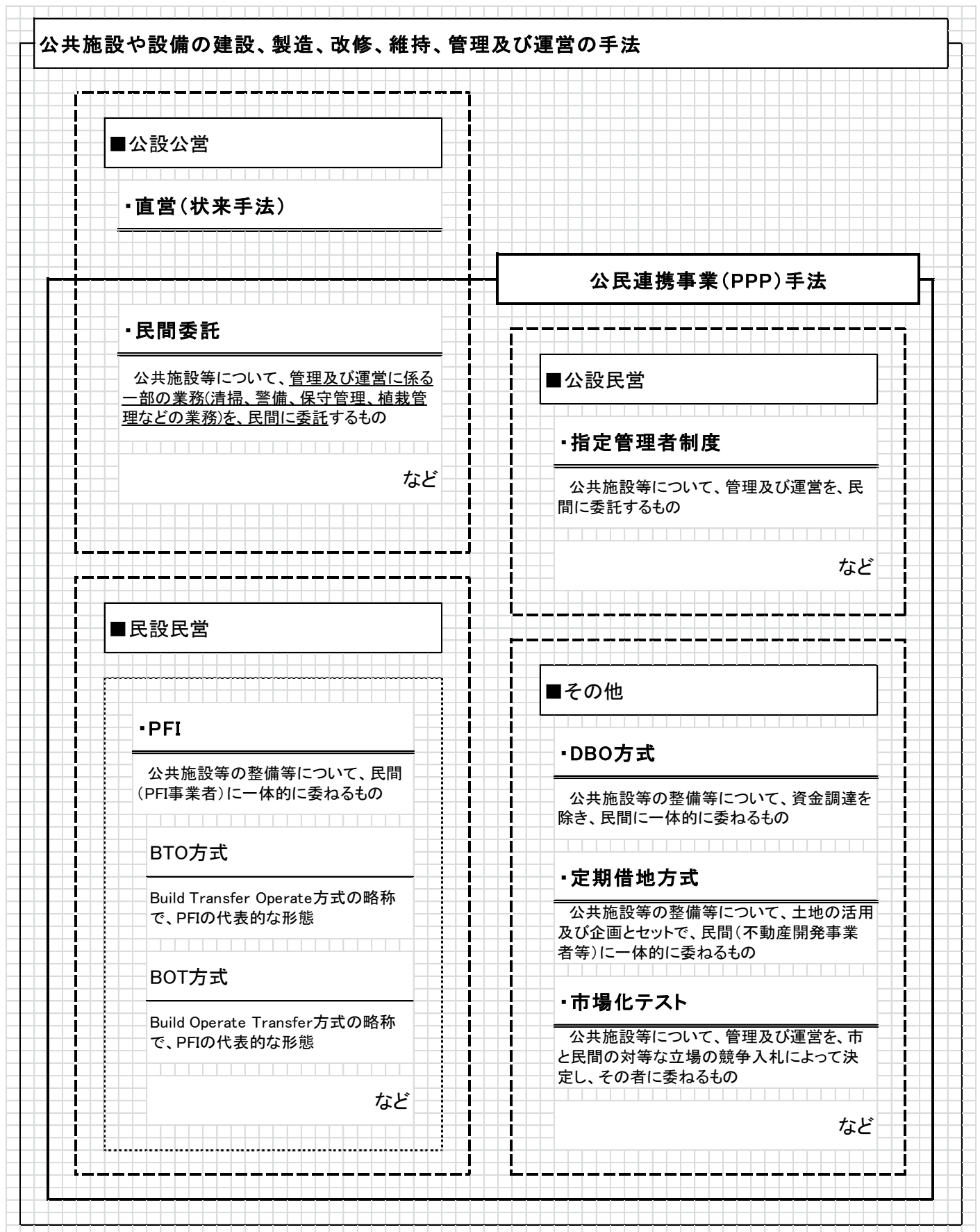
3 検討結果の公表

第1ステージ（簡易な検討）または第2ステージ（詳細な検討）において、従来手法に優先して検討する対象事業について、公民連携（PPP）事業手法の導入に適しないと評価した場合には、シート（別紙2）を、インターネット上で公開するものとします。

4 推進体制等

公民連携（PPP）事業手法の導入にあたっては、当該事業所管課が主体となって進めて行くことになりますが、検討段階から運営段階まで長期にわたり、財政や法務等の専門的な知見を要するため、全庁的な協力体制のもと取り組む必要があり、このことに係る職員の知識の向上を図るため、研修などの必要な措置を講ずることとします。

また、公民連携（PPP）事業手法の優先的検討の推進のためには、第1ステージ（簡易な検討）において、その内容をチェックする機能の強化が重要であり、庁内横断的な会議体を活用することや、外部有識者で構成する附属機関へ客観的かつ専門的な意見を求めることなどで、その強化を図っていくこととします。



事業名			
事業担当部局名			
用地等	場所		
	敷地面積	km ²	
	規制等		
	用途		
	建ぺい率	%	
容積率	%		
		公 民 連 携 事 業 手 法	従 来 手 法
概要			
選択手法			
事業 期間	整備等	年	年
	運営等	年	年
VFM		%	%
総事業費		億円	億円
整備等費用		億円	億円
運営等費用		億円	億円
資金調達費用		億円	億円
調査等費用		億円	億円
その他費用		億円	億円
利用料金等収入		億円	億円
備考		想定選択手法導入効果	%

公民連携推進のための基本的な考え方（改訂版）

令和5（2023）年●月発行 ●●●部

発 行 茅ヶ崎市 企画政策部行政改革推進課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-81-7122（直通）

FAX 0467-87-8118

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

二次元コード

